

# 会議録

平成 26 年 5 月 26 日(月) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名 : 第 1 回総務・経済常任委員会

出席委員 : 竹田委員長、新井田副委員長、又地委員、佐藤委員、吉田委員、平野委員  
笠井委員、東出委員、岩館委員

欠席委員 : 福嶋委員

会議時間 午前 10 時 30 分～午後 1 時 33 分  
事務局 山 本、吉 田

---

## 開 会

### 1. 委員長挨拶

**竹田委員長** 皆さん、おはようございます。

ただいまから、第 1 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 9 名でございます。

福嶋克彦委員から欠席の届け出がありました。

よって、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成  
立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は、別紙配付のとおりであります。

## 2. 調査事項

### (1) 建設水道課、生涯学習課

#### 1. 現地調査(朝日団地、町民プール)について

**竹田委員長** 建設水道課、生涯学習課の 2 課の関連する現地調査をこれから行うわけであ  
りますけれども、その前に資料が出ていますので概略、資料の説明を求めます。

若山課長。

**若山建設水道課長** おはようございます。

私のほうから、本日の総務・経済常任委員会の資料の説明をさせていただきます。

1 ページ目から 6 ページ目までが、朝日団地 2 号棟建設工事。7 ページから 14 ページま  
でが、町民プール改修工事についての資料です。

1 ページ目をお開きください。朝日団地 2 号棟の建設工事です。工事概要につきましては  
は、記載のとおり、ことしの 9 月 30 日工期で行っております。規模といたしましては、2  
LDK が 6 戸、3 LDK が 2 戸です。現在は、基礎工事を行っているところです。参考ま  
でに、平成 19 年度に行われた一期工事につきましては、同じく 1 棟 8 戸で 3 LDK、2 L  
DK それぞれ 4 戸となっております。

2 ページから 6 ページについては、工程表ですとか図面を添付しております。いまのと  
ころ工事工程的には、若干 1 日、2 日の遅れはあるものの、9 月の中旬までには工事の現  
場は仕上げる予定となっております。

続きまして、町民プール改修工事です。7 ページをお開きください。現在、工期は昨年

の11月29日からことしの7月10日までの予定となっております。プールにつきましては、25mの5コース。あと、ここに記載のとおりなのですけれども、中段のほうに書かれておるとおり、プールの暖房につきましては、旧中学校で使用していましたが遠赤外線暖房機を再使用することとしております。

次の8ページに工程表が載っておりますが、3月の大雪により基礎工事に影響を受けて、その間の影響により、工程に遅れが生じたけれども、現在それを取り戻しつつありまして、7月10日の完成を目指して現在行っております。工事は7月10日にいまのところ終える予定ですが、そのあとの試験湛水ですとか、そういったものが10日から25日くらいまでの間に行う予定としております。私からは以上です。

**竹田委員長** ただいま、朝日団地、町民プールについての概要説明をいただきました。

まず、皆さんからの質疑については現地を確認のあと、いろいろ質疑を受けたいとこのように思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** そのようにしたいと思います。

それでは、現地調査のため、暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前10時34分**

**再開 午前11時09分**

**竹田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

どうも、先ほどは寒い中、現地を確認してまいりました。

それでは、現地を含めた資料等が出ていますので、皆さんから質疑を受けたいと思います。

東出委員。

**東出委員** いま、現地に行く前に説明があったのだけれども、プールの関係なのだけれども、いま現場も見えてきたのだけれども。7月10日完成して引き渡すという現場の声はわかったのだけれども、先ほど前段に、「ではいつから使えるのかな」という時に、何か7月の20何日と先ほどそういう説明を聞いたのだけれども、実際町民に開放される日はいつになるのか、その辺ちょっとお知らせ願います。

**竹田委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** いま考えているのは、7月26日の土曜日を想定しております。

**竹田委員長** 東出委員。

**東出委員** 7月の26日土曜日。そうすると、10日に建物が完成して、それからオープンまで約2週間の日にちがあるのだけれども、それは何の理由で半月ほど投げられるのかなとちょっと思うのだけれども、その辺もう1回。

**竹田委員長** 小池主幹。

**小池主幹** 10日に竣工しまして、そのあとに備品の搬入。これは、教育委員会のほうでプール関連の備品を予算計上していると思うのですけれども、そういう備品の搬入等。それと、管理する側の管理人等の新しいプールなものですから、その研修。それと、建物の振興局の検査、それから保健所等の検査もあるものですから、それだけの日にちを要する

ということになりました。

**竹田委員長** 東出委員。

**東出委員** そうすると、子ども達の夏休みに入ってしまうよね。私は、10日にこれは素人判断で大変申し訳ないのだけれども、10日に引き渡したら子ども達の夏休みには使えるのかなというふうに思ったのだけれども、そういう約半月。そうすると、子ども達の夏休みに、カレンダーちょっとあれなのだけれども、だいぶずれ込んでいってしまうのではないかなというふうに思うのだけれども。この辺、備品の搬入だとか管理人の研修は、これは何とか急げば短縮はできると思うのだけれども、その振興局だとか保健所の検査、水質の検査だとかそういうのがあるのでしょうか、きっと。どうしても、この半月かかってしまうのかな。もう一週間も短縮できないのかなというふうに私は思うのだけれども、その辺、努力できませんか。

**竹田委員長** 小池主幹。

**小池主幹** できないことはないと思うのですけれども、余裕を持っていま。小・中学校の終業式が25日と聞いていたものですから、それで26日からということで決めたのだと思います。

**竹田委員長** 東出委員。

**東出委員** わかりました。カレンダーをいま見たら、何か25日が夏休みのスタートだと。そうであれば、子ども達の休みにちょうどぶつけて、それから町民にも周知・開放できるのだけれども、その前にできれば、先ほども「鋭意、努力します」と言ったけれども、その辺もうちょっと。ただ、急いで事故等が起きてしまえば何もならないのもこれは心配の種なのだけれども、早くそういうのをやっちゃって、あなた達のほうで管理人の研修だとか、備品の搬入を早く終わって、保健所さんだとか振興局の関係のほうも、早めにやれるようなスタイルはとってほしいなど。その辺、要望だけお願いします。

**竹田委員長** ほかにございませんか。

又地委員。

**又地委員** 教育委員会のほうで、学校現場との打ち合わせ等々に関しては、どうなっているのですか。教育委員会、例えば「26日からですよ」と、いま。26日から開始がはじまると。そうすると、ちょっと聞いておきたいのは、学校現場・教育現場では、そうしたら10月までですよ、使用は。10月まででしょう、4月から、今年度の予定は。9月いっぱい。そうしたら、教育現場のほうとはその辺の話し合いはもう付いていて、きちんと水泳教室だとかそういうものは、学校現場のほうではメニューに載っているのかな。

**竹田委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 学校とは、概要を協議しておりますけれども、あと細部につきましては、まだ細かいところはこれから詰めたと思います。

**竹田委員長** 東出委員。

**東出委員** そうではなくて、去年だって実際、中の川のプールを借りて水泳学習の時間は週何時間というサイクルの中でやっていたでしょう。だから、私は今度はもう移動しなくてもいいわけですし、地元のプールでやれるのだから、やはりその中で1年間の学習のカリキュラムというのは決まっていると思うのですよ。だから、その辺地元にあるのだし、いままで5時間だったものが、6時間ですとか7時間ですとかにそうやって時間延長をし

て水に浸しむ時間。当然、9月の末までですから、その辺が。私は、ある程度年間行事の学習の中で、決まっていると思うのだけれども、それは答弁にはならないのではないのかなと気がするのだけれども。

**竹田委員長** 教育長。

**野村教育長** ただいまの学校との情報共有というような部分だと思いますけれども。ご指摘のとおり、プールでの水泳学習、これについては2学期に行うというようなことで、学校と連携をとっています。「プールも夏休みに入ってからですか」というようなことでお話をしていますし、プールの建設推進委員会、学校、それから保育園、それからスポーツ推進員、この方々の会議を随時設けておりまして、このプールのオープン、そしてこれからの社会体育の授業、それから学校の水泳学習、このあたりについて情報共有をしているところでございます。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** 暖房なのですけれども、「旧中学校遠赤外線暖房機使用」とこうあるのだけれども、大丈夫ですかこれは。

**竹田委員長** 小池主幹。

**小池主幹** 暖房機メーカー等に現物を見てもらったら、まだまだ使えるということで、再使用することにしました。大丈夫です。

**竹田委員長** ほかに。東出委員。

**東出委員** いま、ほとんどプールの使用に関して、子どもさんの部分についての質問が多かったのだけれども、名称は町民プールですよね。したがって、この辺はプールの名称等を考えているのかなというふうに思うのと、いま副町長もいますので、町民に向けた町民プールということなので、一般開放とそれからそういう学校の水泳の時間との整合性はどうなっているのかなと。ある意味では町民プールですから、町民に広く開放をしていかなければならないだろうし、使用にあたってのそういう使用料を含め、それから使用の決め事。その辺の一つの決め方は、教育委員会サイドで決めていくのか、町民プールという名目上、使用の決まりですとかそういうものは、こっちの本庁のほうで関わっていくのかという部分も私は必要だろうとは思っているので、その辺どういう教育委員会と町民という言葉を使った以上のプールの使用に関しての取り決めはどういうふうに、どこが主役となっていくのかなというふうに思うので、その辺ちょっと考え方を教えていただきたいなと思います。

**竹田委員長** 大野副町長。

**大野副町長** ただいまのご質問につきましては、これまでも町民プールということで運営をしておりました。今回は、温水ということで使用期間が延びます。それも含めてなのですけれども、管理の面では延びる期間も含めて、教育委員会の社会体育のほうで所管ということで準備を進めております。それも利用料等につきましても、あるいは町民プールの愛称の募集につきましても、これは社会体育のほうで検討が進められているというふうになっておりまして、我々はそれを打ち合わせをしている状況でございます。

具体的内容につきましては、社会体育のほうの佐藤課長のほうから答えていただきます。

**竹田委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** いま、愛称募集につきましては、現時点で集計しております回答が13

2点寄せられております。内訳は、小学校が37点、中学校が88点、一般のかたが7点でございます。いま集計中で、これから愛称を決める段取りをいましているところです。

使用料につきましては、無料というふうに考えております。全部無料というふうに考えておりました。

**竹田委員長** 東出委員。

**東出委員** 使用にあたっての決め事があるでしょう。何時から何時までですよとか、それからこういう人は、例えばアルコール入っている人はだめですとかいろいろあるでしょう。だから、そういう一つの決まり事は、いま聞いたら副町長は全部そちらの社会体育のほうにあれしていると言っているのです、だからそういうものもいま現在、どういう進み具合になっていますかということです。

**竹田委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** いまの利用時間帯等ですよとか、閉館日ですよとかそういったものは、内部でちょっと決めておりますが、先ほど教育長のほうからも話がありましたが、検討委員会というのがございます。この中で、最終的にはどのようにするかを決めていきたいなと思っております。

**竹田委員長** ほかにございませんか。

そうしましたら、1点。朝日団地の部分ですけれども、前回、第一期は2LDK、3LDKとも4戸、4戸で建築しましたけれども、今回は2LDKが6戸で、3LDKが2戸。これの要因というのは、今後1人暮らしのかたを対象にした住宅という捉え方なのかどうなのかという部分。それと、前は4戸、4戸のやつを今回振り分けしたという背景等がもしあれば、1人暮らしを含めて説明願います。

小池主幹。

**小池主幹** 今般というか、この頃の入居状況を見ますと、1人暮らし及び夫婦2人暮らしが大変多くなって、応募状況を見ましても、1人暮らしの人。これは、高齢者に限らず、若年者も1人暮らしの人の応募が多くなってきています。それで、今回2LDK6戸、3LDK2戸というふうにしたのですけれども、将来的にはこの2LDKももう少し単身者用ということで、いさりび団地の委託は1LDKを少しは増やしていかなければならないのかなと思っております。今回の入居については、3LDKは世帯持ちということで、家族持ちということで3人以上。それから、2LDKについては原則なのですけれども夫婦ということで、やむを得ず単身になる場合も今後は出てくるのかなと思っております。

**竹田委員長** ただ、いま冒頭の説明の中で、今後はいさりび団地の1LDK、これがすごく評判というか好評だという背景を含めて、今回2LDKを増やしたのかなというふうに思っていたのですけれども、あくまでも所帯というか夫婦という部分が対象だと。ただ、いま建築のほうでも把握しているように、高齢者を含めて1人暮らしが増えているという。ただ、公営住宅の入居基準があるわけですけれども、やはりその辺というのは、やはり今後緩和していかなければならないのかなというふうに思うのですよね。ですから、絶対ではない、1人暮らしでもその条件に満たせば入れるということも何か言われましたけれども、やはりこの辺は、やはり今後の町内の実態を踏まえて、要内部検討が必要なのかなというふうにちょっと感じるものですから、今後の建築含めて、入居基準も含めて、十分検討していただきたいとこのように思います。

**竹田委員長** ほかになければ、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** なければ、以上で朝日団地、町民プールの現地を含めた、事務調査を終えたいとこのように思います。どうもお疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前 11 時 28 分**

**再開 午前 11 時 32 分**

## (2) 町民税務課

### 1. 危険家屋の経過について

**竹田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

町民税務課の皆さん、どうもご苦労様です。

それでは、危険家屋の部分について資料が出されておりますし、この部分は定例会で上程になる予定の事項でもありますし、場合によっては事前協議ということにもなりかねないと思いますけれども、これは逆に規則等の説明を受けたほうがスムーズに行くのかなというふうに思いまして、資料の提示をお願いしたところでもありますので、今回出ている資料について説明をお願いしたいと思います。

大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** どうもこのたびは、お時間をとっていただきましてありがとうございます。

それでは、危険家屋の経過ということで、ご説明をさせていただきたいと思います。

1 ページ、めくっていただきたいと思います。本町 333-4、おかめ向かいの店舗兼住宅については、4 月から駅前通の坂本宅、これは旧精肉店です。野村整骨院の解体がはじまり、本住宅裏側の倒壊部分が目立ってきたことや、隣接住宅がなくなったことで、トタンの飛散が懸念されていたことから、所有者に現在の状況について説明のうえ、早急に解体をお願いすることをしております。

所有者からは、4 月の末に 5 月の連休明けに工事が入るということで、調整しているということで連絡がございました。5 月 14 日に解体は終了してございます。所有者のほうからも、連絡がございました。これが、図面のほうは解体前と解体後の状況図となってございます。いま、何か売り地という形の看板が立っておりますけれども、きちんと整理されております。

1 ページ、めくっていただきまして 2 ページです。釜谷 115-1、旧泉商店隣の建物ということで、この建物は一番写真の左側のところに煙突が付いている住宅がありますけれども、この住宅が家屋ですが、上磯郡漁業協同組合の抵当権が設定されております。昨年の暮れにこの隣接する車庫については、抵当権は設定されていないというふうな回答をいただいております。家屋については、持ち主が亡くなったあとに、法定相続人と思われるかたが、全て権利放棄を函館中央裁判所のほうに出しておる状況でございます。

それで、状況的には、今回の積雪によりさらに建物の損壊が悪化していると。春に函館道路事務所より、「何とか改善できる場所はできないでしょうか」という問い合わせが

ありました。写真を見てもおわかりのように、方策としまして釜谷町内会と私ども住民グループのほうと相談をしまして、前のほうの道路側に壁のほうを、このところを工務店のかたに見てもらったら、左側のところの柱のところちょっとノコを入れると、後ろに倒れる状態であるということで、応急的な処置をしていきたいというふうに考えております。これは、釜谷自治会と私ども役場住民グループ・町民税務課と、あと消防のかたにいろいろご協力をいただいて、車両の支援やそういうものをできるだけ費用のかからないようにということを進めていく予定でございます。これは、6月に入ったら、すぐに進めてみたいというふうに考えてございます。懸案の2件については、以上のような状況で進んでおります。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。これは、昨年から総務・経済常任委員会の中で、いろいろと質疑を受けておりますけれども、木古内町の空き家等の適正管理に関する条例をただいまいろいろと模索をし、先ほど委員長の発言もございましたけれども、6月の定例会に何とか上程できないかというふうに考えてございます。

木古内町の空き家等の状況は、老朽により一部損壊した危険な空き家等も存在し、今後増えていくことは予想されます。このような状況は、生活環境や景観への悪影響を及ぼすほか、住民に被害が及ぶ危険性があり、木古内町では町民の安全で安心な暮らしの実現のために、所有者に空き家等を適正に管理する責務を規定し、危険な空き家等に対しては、所有者に適正な管理を促す基本的なルールを定めるということで、条例を定めることを目指してございます。

主な流れとしてはこのような形で、所有者に対しての状況把握ですとか、勧告指導、命令と、公表というふうな形で考えてございます。

1枚めくっていただきまして、若干条例の大まかなところを説明させていただきたいと思います。まず、1条、目的でございます。この条例は、空き家等の適正管理に関し必要な事項を定めることにより、所有者等の責務を明らかにするとともに、管理不全な状態となった空き家等に対する措置を定め、未然に倒壊等の事故、犯罪、火災等を防止し、もって町民の安全で安心な生活を確保することを目的とするということになってございます。これは、皆様の後ろのほうにあります規則の第1条、7ページですけれども、それと同じような形で連動しております。この条例の目的ですけれども、町内では、空き家や倒壊等の恐れのある住宅が多く見受けられるようになってきております。今後、社会情勢や経済的な変化、人口の減少、少子高齢化が進む中で、空き家等の増加が懸念されています。

これらの空き屋等が老朽化し、倒壊の危険を招いたり、衛生面で周辺環境に影響をもたらすことや、倒壊等の事故や犯罪、火災等を未然に防止することを目的として進めていきたいと考えてございます。

空き家、廃屋等は本来は、所有者等が解決すべき問題ですけれども、地域ではやはり生活環境衛生等、通学の時に子ども達に危険だとかという問題として認識されて、苦情としての問い合わせが多い状況にあります。このような状況を、条例を制定することによって、個人財産に関することに対して、ある程度行政のほうで意見を申すような形をとっていききたいというふうに考えております。

定義についてはいま申し上げましたように、この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによると。

空き家等は、町内に所在する建築物で居住者がいない状態にあるもの、及びその他の工作物並びにその敷地をいう。

(2) 管理不全な状況、次に掲げる状態をいう。ア 老朽化又は台風、地震等の自然災害により、建築物その他の工作物が倒壊し、又は当該建築物その他の工作物に用いられた建築材等が飛散し、若しくは剥落すること等により、人の生命若しくは身体、又は財産に被害を及ぼすおそれのある状態のことをいう。イ 不特定の者が建築物その他の工作物、若しくはその敷地に侵入することにより、犯罪、火災等が誘発されるおそれのある状態。ウ 病害虫が繁殖し、人の生命、身体若しくは財産、又は周囲の生活環境に害を及ぼすような状態をいうということになります。これは、規則では 3 条にこのようなことを書いてございます。状態の認定基準としては、9 ページに認定表が記載されてございます。

(3) 所有者等、空き家等を所有し、又は管理する者をいうということになってございます。この条例の中で、「その他の工作物」というのは、コンクリートの塀、看板、アンテナ等を付属するものをいうというふうな理解をしてございます。

アからウでは、管理不全な状態を規定し、状態の認定基準については、別に規則で「管理不全な状態認定基準」というものを定めておいて、総合的な判断をするというふうになっております。

3 号の「所有者等」は、所有者、占有者、財産管理人その他の空き家を管理すべき者というふうな形で、何らかでその空き家に対して、関係のあるかたについて、特定をしているということになります。

3 条、所有者等の責務ということで、空き家等の所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないように、自らの責任において適正な管理をしなければならないというふうに定義してございます。これは、家屋等所有物の適正な管理は持ち主の責任で、これは、民法上で維持管理等に関する問題、紛失等があり、他人に損害を与えた時は、持ち主が損害を賠償する責任があるというふうに明記されております。よって、この条例に適正な管理を所有者等の責務として、その場所に居住していない場合でも、常に空き家等の適正に管理していかなければならないことを規定しております。これは、空き家等の管理は、やはりあくまでも所有者の責任であるということを明確に位置付けることもこのような形の中でしております。

4 条、情報提供。町民等は、空き家等が管理不全な状態であると認める時は、町長に対して当該管理不全な状態に関する情報を提供することができる。これは、規則では 2 条で、情報提供様式では 10 ページ、第 1 号になってございます。町は、空き家等の情報把握に努めながら、町民等。これは、町民以外のかたでも可ということで、そのようなかたから空き屋等の管理不全な状態にかかる情報提供を受け、問題解決を図ることを規定しています。これは、木古内町は高齢化率が実際には、道南でも高い位置に存在しております。これは、逆に空き家等がこれから多くなるというふうな可能性も高いというふうに認識をしております。それで、町民と一緒にこのような問題を考えていくことが必要ではないかということで、このようなことを定義しております。

第 5 条、実態調査。町長は、前条の規定による情報提供です。これは 4 条ですが、あった時、又は空き家等が管理不全な状態であると認める時は、当該情報提供に係る空き家等、又は当該適正な管理がされていない空き家等の所有者等の所在、危険な状態等の程度等の



調査をすることができる。規則では、3条にこの関連のことは載ってございます。管理不全な状態認定基準表による判定となる予定です。これは、町民による空き家等の情報提供や独自で情報を把握した時は、当該空き家等の所有者等の所在、危険な状態等の調査をすることができます。ただし、これは敷地外には入れません。外観目視ということでの調査といたします。

第6条に、立入調査がございまして。町長は、この条例の施行に伴い必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、所有者等及び関係人の請求があった時は、これを提示しなければならない。3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。規則は第4条となつてございまして。これは、第1項の前条5条による実態調査、これは外観目視ですけれども、把握のできない場合に、実際に敷地に入り調査できることを規定しているものです。立会調査は、別に規定であらかじめ所有者等に対し、立入調査の趣旨、内容を説明した上で実施することを規定しています。

なお、所有者が不明な場合は、直ちに立入調査が可能と解釈して、実行するのはかなりリスクがあると。これは、法的に個人財産権の侵害というふうな部分に該当しますので、これはなかなか入っていけないので、本条例の立入調査はあくまでも行政が行う範囲での調査ということで、全所有者の同意が前提となっております。

所有者の所在等が不明の場合は、不在者の財産や相続財産を管理をするかた等を把握し、実施するのは原則的に調査の進め方となっておりますけれども、より危険度が高くて緊急性が高いと思われる部分については木古内警察署です。これは、警察のかたには警察官の職務執行法というような法律がございまして。また、消防法。これは、木古内消防署のかたにお願いをするのですけれども、これは第4条の規定に対応できる部分の中で、立会等をお願いしながら調査を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、第7条、助言又は指導です。町長は、第5条に規定する実態調査により、空き家等が管理不全な状態であると認める時は、当該空き家等の所有者に対して、空き家等の適正な管理のために必要な措置について助言、又は指導することができる。これは、規則第5条となります。様式は11ページに、様式が載ってございまして。これは、実態調査や立入調査の結果、空き家等が現に危険な状態にあると認める時、所有者等に対して必要な措置について助言または指導を行うことができるということを規定してございまして。助言は口頭で行い、指導は別に規則で定める様式をもって文書で行います。これは、例えば先ほどの澤田さんの家だとか、それから釜谷の石田さんの家だとかがこの指導的な部分、助言指導のところに該当すると思っております。

8条に勧告がございまして。町長は、前条の規定による助言、又は指導を受けた空き家等の所有者等が正当な理由なく当該助言、又は指導に従わない時、又は第5条に規定する実態調査により当該空き家等が著しく管理不全な状態であると認める時は、所有者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。これは、規則では6条、12ページに第3の様式がございまして。これは、いくら指導とかした場合には、それに従わない場合には、緊急度が高い場合、所有者に対して期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができるという規定となっております。この場合の期限は、準備や工事期間

等を考慮して、我々が常にだいたい思っているような想定の中では、3 か月から 4 か月くらいが妥当ではないかというふうには今のところは考えてございます。建物の危険度もかなり検討して、あくまでも基準としたおさえ方として相手方の都合もありますので、その辺はその場その場で対応してまいりたいというふうに思っております。勧告とは、別の規則で定める様式をもって文書で行うというふうにしております。

第 9 条に、措置命令というのがございます。町長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が正当な理由がなく当該勧告に従わない時は、所有者等に対して期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができる。ここで、行政的な部分の中での命令ができるというふうに明記してございます。これは、規則の 7 条、13 ページに別記様式 4 が表示してございます。これは、勧告を受けて所有者が命令に従わない場合には、必要な措置を講ずることができるという規定ですけれども、これは別に規則様式をもって文書で行う予定となっております。

10 条、公表です。町長は、前条の規定により命令を受けた所有者等が、正当な理由なく当該命令に基づく措置を期限までに講じない時には、次に掲げる事項を公表することができる。(1) 所有者等の氏名及び住所（法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）となっております。(2) が 空き家等の所在地及び種別。(3) が命令の内容。(4) その他町長が必要と認める事項。2 町長は、前項の規定により公表をする時は、当該公表に係る所有者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。これは、相手に対していろいろと事情があれば、そういう意見等を聞く機会を与えるということになります。これは、規則の 8 条、14 ページに公表予告書ということで様式 5、15 ページには公表に対する意見書ということで別記様式 6、16 ページには公表通知書ということで別記様式 7 を記載してございます。本条では、所有者が正当な理由なく命令に従わない場合は、危険な状態にある空き家等を放置している所有者等の社会的責任を求める手段として、所有者等の氏名等を公表することができるというふうに規定です。これは、木古内町のホームページ、または木古内町公告式条例を準用し、町の掲示板に掲示をするような形をとっていきたいというふうに考えております。

緊急安全措置、第 11 条です。町長は、空き家等が緊急に危険を回避しなければならない場合で、所有者等が直ちに危険な状態を解消するための措置を講じることができない特別の事情があると認める時は、所有者の同意を得て、管理不全な状態を回避するため必要最小限の措置。これは、緊急安全措置ということをおっしゃっていますが、これを講ずることができる。2 町長は、前項の規定にする緊急安全措置を講じた時は、それに要した費用を所有者等に請求するものとする。3 第 1 項の規定により所有者等の同意を得る事項は、緊急措置の概要、概算費用及び所有者等の費用負担、その他必要な事項とする。これは、規則の第 9 条で緊急安全措置実施同意書ということで、様式 8 17 ページに記載しておりますけれども。これは、危険な空き家等の所有者等に対する指導、命令について、周囲の状況や災害等により空き家等の危険な状態が切迫している場合を想定しております。町はあくまでも緊急の対応として必要最小限の応急措置を行うことと規定しております。

これは、町には所有者等の同意がなければ、敷地内に入ることができないため、先ほどもお説明を申し上げました、関係機関等との連携により行っていくというふうになっております。同意書は、別に定める様式として行います。これは、行政の手続きの進め方を序

列してまいりますと、あくまでも助言又は指導、勧告、命令、それから公表、最後は代執行というふうな形で進めていきたいと、このようなことで考えてございます。

行政の代執行ですが、第 12 条では町長は、第 9 条の規定による命令を受けた所有者等が、当該命令を履行しない場合においては、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる時は、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 条）に定めるところにより、自ら措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該命令を受けた所有者等から徴収することができる。これは、規則 10 条が戒告書、様式 9 号で 18 ページ。規則 11 条が代執行令書で、様式 10 号で 19 ページ。規則第 12 条、証票、身分証明書で様式 11 号、20 ページに記載してございますけれども、所有者等が命令に従わない場合、行政代執行法に基づいて代執行を行うことができると規定しております。代執行に要する費用は、あらかじめ所有者等に見積額を提示した上で負担を請求することとなります。代執行に必要な様式「戒告書」、「代執行令書」は、別に規則で定めるということで、先ほど申しあげました 18、19、20 ページに記載してございます。行政代執行法及び同法の規定による条例に基づいて行うこととなる行政代執行は、建築基準法等の特別制定がないため、条例で建築基準法第 9 条第 11 項のような定めをして所有者不明の場合、行政代執行を行うことはできないので、あくまでも所有者がわかるのみの代執行というふうな形を考えてございます。

次、13 条です。民事による解決との問題ということで、この条例の規定は、危険な状態にある空き家等にかかる問題について、民事による事態の解決を図ることを妨げないというふうに明記してございます。これは、個々の事情で民事によって争議をしている場合、行政はこれを否定するものでないというふうな規定です。危険な空き家状態に係る問題は、本来、当事者間で解決する問題であり、この条例により解決する場合でも、民事による事態の解決が図られればそれを妨げるものではないというふうな解釈です。民事で解決を図ることが相当程度期間が必要である場合、当該空き家等の危険が逼迫している場合は、民事による争議に係らず行政事務を進めてまいります。

第 14 条、関係機関との連携。町長は、必要があると認める時は、町の区域を管轄する警察署、消防署その他の関係機関等と連携を図ることも協議することができる。関係機関とは、木古内警察署、木古内消防署、町内会、民生委員会等と想定してございます。当然、協議会は含まれますけれども、危険な状態にある空き家等は、犯罪や火災の危険性があること、又、当該空き家等に対応するためには、敷地内に立入る場合、緊急安全措置を講ずる場合、町は所有者等からの同意を得なければ原則できません。更に当該空き家等の所有者等についての情報などについては、町内会長さんや民生委員さんの情報提供をお願いすることも想定してございます。こうしたことから、地域連携で当該空き家等の対策を取り組むことはかなり大きな意義があると認識してございます。

第 15 条、専門家の意見及び助言ということで、町長は必要に応じて専門家の意見及び助言を求めることができるとしております。専門家としては、建築士や弁護士を想定しております。特に代執行に及ぶ場合、その権限は「危険度が高い空き家」が前提となることから、その判断における建築士、これは町の職員も含まれますけれども。その助言だとか、また代執行をする場合では、代執行後の訴訟の可能性も想定して、町の顧問弁護士であります和根崎弁護士と相談をしながら、この事務を進めてまいりたいというふうに考えてご

ざいます。

第 16 条、この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとするというふうになってございます。

施行日なのですが、この条例は、ある一定程度広報だとかそのような形で、皆さんに周知をする時間を必要とするのではないかと考えてございます。6 月に上程を前提として考えておりますけれども、その 1 か月か 2 か月あとに、この条例の適用をするような形で考えて進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、簡単でございますけれども、説明させていただきます。

**竹田委員長** ただいま、説明をいただきました。大変、いろいろ過去から議論のあったこの危険家屋、一步前進したような気がします。

質疑については、午後からにしたいというふうに思っておりますので。

昼食のため暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 12 時 00 分**

**再開 午後 1 時 02 分**

**竹田委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続いて、危険家屋の説明をいただきましたけれども、これに付随する質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** ないという声がありましたけれども、この件については 6 月の定例で条例の上程があるわけですから、その中でも若干の議論は可能です。粗方、細かい部分の規則と関連する部分についての説明を受けましたので、皆さんから質疑がなければ、この危険家屋の経過含めた部分については、終わってよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** それでは、大瀬課長どうもご苦労様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 1 時 03 分**

**再開 午後 1 時 04 分**

### 3. 意見書

#### 1. 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書

#### 2. 「手話言語法」制定を求める意見書

**竹田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、3 番の意見書、2 件載っておりますので。まず、何回か意見書が出てきております、特定秘密の保護に関する部分については、これについてはまず局長、要望を含めた説明をお願いしたいと思います。

山本局長。

**山本議会事務局長** それでは、1 点目の特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書ということで、北海道弁護士会連合会のほうから要請がきております。後ろのほうに意見書の次に、北海道新聞の記事を 2 枚ほど載せておりますが、1 枚目はことしの 1 月のものですが、道内 12 を含む 41 議会が可決ということで、その次に 3 月 21 日の記事が載っております。道南 4 町議会で可決、檜山では江差、奥尻、渡島では福島、森ということで意見書が採択されている件数が多くなってきております。そういうこともありまして、弁護士会のほうから改めて要請がきたものでございます。これにつきましては、以前にもお話をして、なかなか各議会での対応がそれぞれでございます。内容が内容で、なかなかわかりづらいというものもあるということで、昨日の道新ですか。瀬棚町議会では、町民を含めて勉強会を行うというようなことも載ってございましたし、札幌弁護士会のほうからは必要であれば、説明ですとかそういうものに足を運んでもいいということでございましたが、委員長とも先ほど話しましたが、勉強会をやると採択をしなければならないというような格好にもなりかねないということもあって、そう言いながらもなかなかわかりづらいというか。実際、法律が施行されたらどうなっていくのかというのが、非常に危惧される部分であろうかと思えます。集団自衛権についても、いろんな解釈自体でもって変えてきているというのが、いまの政府の考え方でありますので、これが施行された時にどのように国民に影響するのかというのが、非常にわかりづらいというか。また、拡大解釈だとかそういうものがあつた場合にどうなるのだろうかということが、私個人的にはちょっと危惧をしております。そういう勉強会も必要なのかなというふうにも思いますが、今回 6 月の定例会に向けてということで、いままいつているものですので、結論を出せるものであれば出していただく。保留ということであれば、保留ということでも構わないと思うのですが、おそらく、「取り上げた結果どうなりましたか」というきつと問い合わせがあると思しますので、おそらく引き続きまた要請文書がくるものというふうにも思しますので、ちょっとご議論をいただければというふうにも思います。

**竹田委員長** ただいま、局長から説明があつたように、一定の理解ができそうなきような、なかなか幅の広い。解釈いかんによっては、どうにでもという。先ほど、説明にもあつたように、集団自衛権との絡みもこれありなのかなというふうにも思うのですが、いかが取りはからつたらよろしいでしょうか。ここに、新聞記事も出ているように、何カ町村かは採択をしているというそういう状況もありますし、いまの弁護士会の状況であれば、今回もし不採択にしてもそのあと引き続いてまた再度、要請なり説明に行きますというようなことの行動はこのあと出てくるのかなと思しますので。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 1 時 08 分**

**再開 午後 1 時 26 分**

**竹田委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

1 番目の特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書については、不採択とし、議長会に協議というか方向性を含めて求めるということになります。

2番目の「手話言語法」制定を求める意見書、これについて。

山本局長。

**山本議会事務局長** これは、渡島の議長の会長からいただいておりますが、別に同趣旨で北海道ろうあ連盟というところから、同じようなほぼ同様の内容の意見書がまいてあります。これは、このとおりです。手話言語法、仮称ですがこれの制定をお願いしたいということを国に上げたいということで。北海道の中でも、4月から石狩市ともう1町どこか、それぞれの市町で手話条例というのも制定して、施行している町があります。これからそういう時代になっていくのだろーと思っておりますが、そういうところも踏まえて、これは国に対して意見書をあげていただきたいということが、一応渡島の議長会からまいてありますので、内容はこのとおりかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**竹田委員長** ただいま、説明がありました「手話言語法」の制定を求める意見書、これについては採択でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** それでは、採択というようなことで。提案者については、順番ですから後ほど発表したいと思ひます。

#### 4. その他

**竹田委員長** その他は、なにかありましたら。

今定例会の総務・経済常任委員会の所管事務調査事項、総務課については工事契約、財政収支計画。まちづくり新幹線課については駅周辺整備事業、観光交流センター。教育委員会については町民プール建設工事。これはきょう、現地含めて事務調査を行ったところでありましてけれども、まだいろんな時間帯の問題だとか検討委員会で協議した結果でなければ、出てこないということもありますので、引き続いてプールについても載せています。中央公民館の耐震工事と利用計画について、資料館（旧鶴岡小学校の）の整備状況、ふるさとの森スキー場の改修。建設水道課については町民プール建設工事、朝日団地建設工事、町道南北線改修工事を事務局と協議をして、こういう部分かなと思ひておりましたけれども、皆さんのほうからまだ漏れている部分がある、この部分もという部分があれば一つ肉付けしたいとこのように思ひますので、ご意見等ちょうだいしたいと思ひます。

又地委員。

**又地委員** まず、ふるさとの森スキー場の改修、これは今年度やるというロープトウの取替ですか、やるということだけでも。工事発注前に、現場をいろいろ予算委員会で意見もありましたので、山に1回あまり草が伸びないうちに上がってみたらどうかと。

それから、新幹線工事もう先が見えてしまって、ほとんど釜谷、泉沢、札苅の町道です。ほとんど使っていない状態の中で、現状を見るとすごい路盤が傷んでいる。建設課長の答弁の中では、悪いものは運輸機構に直させるという話もしてはいたけれども、実際に大釜谷までの行く道路、それから泉沢の枕木山荘に行く道路。それから札苅、幸連、あるいは札苅林道等、少し委員会でも見る必要があるのではないのかなと。その辺は、指摘事項があれば建設水道課のほうに話を通して、どんな形で直してもらえるのか、補修してもらえるのか、確約をとらないとだめではないのかなとそんなふうと思ひておりますので、

現地を見るということを実定の中に入れていたきたいなど。あるいは、もつとあるのですよ。例えば、ほとんど町道も工事ができて、いろいろ町でお金もかけた。だけれども、不便な部分も見えるのですよね。それから、冷水線はことし手がかかるのか、幅になるのかもわからないけれども、地下道ができましたよね。あれも 1 回、両方の地下道を見つみるべきではないのかなど。地域の住民からは、夜怖いと。だから、中に電気は付いている、蛍光灯。だけれども、入り口にもう少し電気を点けてくれないのだろうかということと、防犯カメラの設置等もしてもらえないのかなどそんな声も上がっていますので、実際に委員会として現地を見る必要があるのではないのかなどそんなふうに思っていますので、実定の中に入れていただければと思います。

**竹田委員長** この項目に、ふるさとの森スキー場の現地確認。これは、現地も含めてということでもあります。

それから、新幹線関連工事に関連する町道の維持管理というか、実態踏まえて現地を 1 回確認する必要があるだろうということですから、これはぜひ建設水道課の項目に町道確認の現地調査を入れたいと思います。それと合わせて、地下歩道橋の現地確認と防犯上対策、防犯カメラを含めた部分について、1 項目付け加えたいと思います。

東出委員。

**東出委員** 委員長、そうすると 6 月 1 回、7 月 1 回、8 月はなしにして、9 月 1 回、3 回を予定しているのですか。

**竹田委員長** 委員会は回数は別にして、必要であれば何回でも思っています。まず、急ぐのは先ほど言われた現地の部分は先にやらなくてはならないのかなど。だから、定例前にやったほうがいいのか、ただ日程が取れるといいけれども。取れなければ定例が終わつてすぐ現地をやって、定例後ですね。だから、早いうちに日程を決めておいて。6 月 1 回、7 月 2 回、8 月、そういう形で。あとは、それはその中で入りますので、そういう形の中で、定例会のほうに提案をしたいとこのように思っています。

ほか、その他で皆さんのほうから何かありませんか。

事務局は特にないですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** ないようであれば、以上をもちまして、第 1 回総務・経済常任委員会を終えたいと思います。どうもお疲れ様でした。

説明員：大野副町長、若山建設水道課長、小池主幹、野村教育長、佐藤生涯学習課長  
大瀬町民税務課長

傍 聴：なし

報 道：なし

総務・経済常任委員会

委員長 竹 田 努